「みんなのお店ひろしま」宣言事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下、「条例」という。）第１６条第１号及び第２号の規定に基づく障害及び障害者に対する事業者及び市民の関心と理解を深めることを目的に実施する、「みんなのお店ひろしま」宣言事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（対象事業者）

第３条　対象となる事業者は、本市の区域内で事業を行う事業者（対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む）のうち、次の各号に掲げる者を除く者で、障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言し、取組内容等を公表することを希望する事業者とする。

1. 国、地方公共団体等の行政機関等

　⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、発達障害者支援法、老人福祉法等に規定する障害者に対する支援、相談等の事業を行う者

⑶　事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と関係を有している者

⑷　宗教活動又は政治活動等を行っている者

⑸　重大な法令違反のあった者

⑹　その他市長が必要と認める者

（公表要件）

第４条　公表する事業者は、次号の心構えを掲げ、第２号のいずれかの取組項目を、１つ以上実践する者とする。

　⑴　心構え

ア　障害を理由として、正当な理由なく入店・サービス提供の拒否をしないこと

　　イ　障害者に対し、その障害の状況等に応じた社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を提供します

　　ウ　心のバリアフリーを大切にした取組を進めること

　⑵　取組項目

　　ア　情報保障・意思疎通

　　　　手話、要約筆記、点字、音声案内、音声コード等を用いた、情報・意思疎通に関する取組

　　イ　施設整備

　　　　スロープ（段差解消）、手すりの設置等、施設の整備に関する取組

　　ウ　環境整備

(ｱ)　筆談ボード、折りたたみ式スロープ、車いす対応車両等、物品の配置に関する取

　 組

　　 (ｲ)　机やいす等の配置等の工夫に関する取組

　　 (ｳ)　対応マニュアルの策定や研修の実施等に関する取組

（申立て）

第５条　公表を希望する事業者は、宣言申立書（様式１号）に、実践する取組項目ごとの写真等を添付して市長に提出しなければならない。

（公表等）

第６条　市長は、前条の規定による宣言申立書等の提出を受け、公表を希望する事業者が第４条に規定する公表要件に該当すると認めるときは、公表を希望する事業者に別途定める宣言事業のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用した宣言書（様式２号）及びステッカーを交付するとともに市のホームページに公表するものとする。

２　市長は、第４条に規定する公表要件に該当しないと認めるときは、その旨を公表を希望する事業者に通知する。

３　市長は、前項の規定による通知を行うときは、必要に応じて公表を希望する事業者に助言等の支援を行うものとする。

　（宣言書等の掲示）

第７条　前条第１項の規定による宣言書及びステッカーの交付を受けた事業者（以下「宣言事業者」という。）は、可能な限りその事業所、店舗等のよく見える場所に宣言書等を掲示するよう努めるものとする。

　（取組内容の変更等）

第８条　宣言事業者は、宣言した取組内容に変更があったとき、又は宣言を辞退しようとするときは、速やかに市長に変更等申立書（様式３号）を提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更等申立書の提出があったときは、市ホームページ等を更新するとともに、必要に応じて新たな宣言書を交付するものとする。

３　宣言事業者は、宣言書又はステッカーを汚損又は亡失したときは、市長に再交付届（様式４号）を提出することができる。

４　市長は、前条の規定による再交付届により宣言書又はステッカーの再交付が必要であると認めるときは、再交付するものとする。

　（宣言事業者への支援）

第９条　市長は、宣言事業者に対し、次の各号に掲げる支援に努めるものとする。

　⑴　障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みに関する情報提供や助言

　⑵　シンボルマークの宣言事業者の広報物等への使用許可

　⑶　その他障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するために必要な支援

（公表の取りやめ）

第１０条　市長は、宣言事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、公表を取りやめることができる。

　⑴　第３条に規定する対象事業者でなくなったとき

　⑵　第４条に規定する公表要件に該当しなくなったとき

　⑶　第８条第１項に規定する辞退の申出があったとき

　⑷　その他市長が必要と認めたとき

２　前項の規定により公表を取りやめたときは、宣言事業者は、速やかに宣言書及びステッカーを市へ返却するとともに、シンボルマークの使用等を中止しなければならない。

（取組の報告等）

第１１条　市は、毎年度、取組内容等について、宣言事業者に対し報告書等の提出を求めることができる。

（表彰）

第１２条　市長は、条例第１９条、及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則第１８条の規定に基づき、第６条第１項に規定する宣言事業者のうち、特に障害を理由とする差別の解消の推進に係る取組に顕著な功績があると認められる者を表彰することができるものとする。

（委任規定）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

　（検討）

２　この要綱の制定後、社会環境等の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の制定の状況について検討を加え、その結果に基づいて要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。